

会議要旨

【開催概要】

会 議 名 称	令和7年度 第8回富田林市こどもの権利に関する条例検討委員会
開 催 日 時	令和7年8月22日（金）18：30～20：30
開 催 場 所	市役所3階 庁議室
出 席 委 員	岡島委員（委員長）・藤井睦子委員（副委員長）・谷委員・勝井委員・岡本委員・竹原委員・笠松委員・藤井佳江委員・長橋委員・石川委員・小野寺委員（オンライン）・北辻委員 （計12名）
欠 席 委 員	遠坂委員・山本委員
事 務 局	こども未来部：小島部長 こども政策課：大堀課長、廣谷課長代理、菖蒲係長、今井副主任 教育指導室：山口教育総務部次長兼室長、棕原参事兼人権教育係長 （株）ジャパンインターナショナル総合研究所：中村容子氏
配 布 資 料	本日の次第 資料1 富田林市こどもの権利条例（素案） 資料2 富田林市こどもの権利条例（素案）解説付き 資料3 富田林市こどもの権利条例骨子案に関する意見一覧と対応について 資料4 こどもの権利条例いっしょに作ってみたい会？の状況報告 資料5 こどもの権利条例（素案）への「みんなの意見を募集するよ！」 資料6 生徒会サミットの報告 資料7 前回会議の意見について 資料8 令和7年度多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリング（医療的ケアを要するこども）
会 議 次 第	1. 開会 2. 議事 （1）こどもの権利条例骨子案について 資料1「富田林市こどもの権利条例骨子案（素案）」 資料2「富田林市こどもの権利条例骨子案（素案）解説付き」 資料3「富田林市こどもの権利条例骨子案に関する意見一覧と対応について」 （2）その他 資料4「こどもの権利条例いっしょに作ってみたい会？の状況報告」 資料5「こどもの権利条例（素案）への「みんなの意見を募集するよ！」」 資料6「生徒会サミットの報告」 資料7「前回会議の意見について」 資料8「令和7年度多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリング（医療的ケアを要するこども）」 （3）事務連絡 3. 閉会
公開/非公開	公開
傍 聴 者	2名
そ の 他	なし

【議事要旨】

事務局	1. 開会 (事務局) ・配布資料の確認 2. 議事 (1) こどもの権利条例骨子案について ●資料1～3をもとに説明。 (説明省略)
委員長	◇修正箇所とそれに関する説明について、コメントや質問がある方はお願いします。
委員	◇5ページの「育ち学ぶ施設の定義」に関する記載ですが、放課後等デイサービスはこどもにとって大変身近な存在でありますので、放課後等デイサービスという文言を追加してほしいと思っています。 そして、第12条のこどもの意見表明及び参加の部分に、「こどもは自分の意見等を表明することができ、自分に関わることに参加することができます」と追加されたことについて評価いたします。 ただし、こどもは意見を持っても、どこに表明すればよいか分からないという課題があります。その点、意見表明先が条文から抜けていると考えます。その意見を誰に伝えるかが重要な問題です。 例えば、学校でのいじめや家庭での虐待について、学校の先生や親に相談しても何も変わらないケースがあるとします。困っている意見をどこに伝え、表明できるのか。市で救済機関を設けるのであれば、「市」という文言を明記すべきと考えます。また、現在「市は意見等を表明できる機会を設けるように努めます」と記載されていますが、「意見表明があった場合には速やかに対応する」などの記載が必要と考えます。 こどもが意見表明をしても何も変わらない、返事がない、誰に伝わっているか分からないということが多く、勇気を振り絞って発言しても、かえってその気持ちを傷つける結果になることもあります。したがって、こどもから意見表明があった場合、市は速やかに対応して結果をこどもに伝える、要望に添えない場合はその理由を説明する義務があるなど、こどもが安心して意見表明できるよう具体的な文言の追加を求めます。
委員	◇委員がおっしゃった通り、放課後等デイサービスを記載してもいいかと思いますが、もし放課後等デイサービスを記載するのであれば、富田林市の場合は市内に障がい児入所施設もあるので、障がい児入所施設の記載もあった方がいいかと思います。 また、記載名についてですが、学童クラブや保育所は通称名になるかと思いますが、正式名称を記載すると児童福祉法に記載されている事業名になるので、それが市民の方に解説で伝わるのかどうか疑問が残ります。正式名称の隣に括弧書きで通称名、例えば学童保育や学童クラブとすることで、市民の方に伝わりやすい解説をご検討いただけたらと思います。

委員長	◇1つ目は、放課後等デイサービスの記載、それに付随して通称名と正式名称の表記に気を付けるということのご意見をいただきました。いただいた内容を踏まえて確認します。 第12条の意見表明について、委員がおっしゃったとおり、実際に昨年度のアナケート調査でも、相談はしたいけれど、誰に相談してよいのかわからない、ということもたちの回答がありました。 また、先日行われた「こどもの権利条例いっしょに作ってみたい会？」に参加した際に、私が印象に残っているのは、こどもから「本当に聞いてくれる？」という言葉をもったことです。言い換えると、条例に文字で書いただけではないよね、ということを確認されていました。 これについて具体的にどうするかは、様々な意見があると思いますが、主に個別の相談等に関しては、第5章に設けています。
副委員長	◇第14条第2項(5)に、こどもの権利および委員について周知および啓発を行うことも記載されています。
委員長	◇ありがとうございます。そこに1つあるのですが、今の記載だと不明瞭かもしれませんので、委員の存在、取り組み、方針について分かるよう記載します。 もう1つは、こどもの権利擁護委員に対して、ということではなくて、例えばチャイルドセーフガーディングの考え方によると、イベントを開催する時、イベントではなく常設で何か活動を行う時も、人権侵害があった時に、きちんとその施設、段階で窓口を設けることが求められます。そのような話にも繋がるのかと思います。 こどもに関する取り組みを行う際の大人の責務は、こどもが誰に言ったらいいのかということを確認に伝えることだと思います。
委員	◇13ページの第12条「こどもの意見表明」に関する第3項について、表明したことで不利益を受けないと書いてありますが、大人がその不利益を防ぐ義務についても明記すべきです。 また、第5項のところで、市がどのような機会を設けるかというところでは、1点目は、「こどもが意見等を表明できる、または参加できる機会」の手前のところに、『こどもに意見を聴き』、こどもが意見等を表明できる、または参加できる機会」としてもらいたいです。 そして、もう1点は「参加できる機会及びその結果をこどもにフィードバックする機会を設けます」という文言を入れていただきたいです。 こどもの意見を聴くことを具体的に記載し、結果をフィードバックする機会を設ける旨を盛り込むことで、とても素敵な条例になると思います。
委員長	◇ありがとうございます。確かに、意見を言いつぱなしで終わるのではなくフィードバックも必要であると考えます。
副委員長	◇委員のご意見の反映ですけども、第12条の第5項ではなくて、第7項に反映した方がいいのでしょうか。
委員	◇第7項は、市としてどうするか努力義務だけになっています。第7項は「努めます。」になっているので、可能であれば第5項の方に入れる方がいいのではないかと思います。ただ、第7項が意見の反映の部分になると思います。

委員長 委員	「反映するよう努め、その結果をこどもにフィードバックする機会を設けます。」にしてもらえるのであれば項目にはこだわりません。 ◇今のやり取りを踏まえて検討をいたします。 ◇第12条の解説に、公式な場だけではなくて、居場所から出てくる意見という文言を反映していただいて良い内容と思っています。 現在、こどもの居場所は増えており、今後もその数は増加していくと考えられます。そこで出てくる意見をできるだけ反映することが重要です。 ただし、課題もあります。例えば、こども食堂について、市がこども食堂として認識しているのは市から補助金を受けているところです。しかし実際には、補助金を申請していないこども食堂や、市が規定するこども食堂の条件に該当しない居場所も存在します。そうした場所にもこどもたちが通い、大人との信頼関係が築かれ、意見交換や関係性の構築が行われています。現在の仕組みでは、こうした場所を把握することが困難です。今後、そのような場所にどうアンテナを張り、どのような居場所があるかを把握していくことが重要だと考えます。
委員	◇こどもたちが意見を言える場がたくさんあればいいと思います。学校を含めた様々な場で、こどもが気軽に意見を伝えられる環境を整えることが理想です。以前の会議でも議論されましたが、例えばハガキを1人1枚配布して、意見を市に届けられる仕組みを導入することも一案です。
委員長	◇意見表明権の保障を行う具体的な方法について、本委員会の中ではいくつかアイデアは出ています。ただ、具体的な名称を書き入れるというところまでは、今のところ、残念ながら議論を尽くしていないと感じています。 今年度条例が無事制定され、その後1年間かけてこどもの権利擁護委員の細かい制度設計とともに、しっかりと制度設計されることが必要となります。
委員	◇ハガキ配布も今後検討する材料になると思いますが、その前提として、こどもが学校等で権利について適切に学ぶ場を確保した上で配布しなければ十分な効果は期待できないと感じました。 そして、16ページの第5章についてです。この記載のとおり動いていくためには、様々な関係機関と調整することが必要不可欠です。 こどもが安心して意見表明するには、守秘が極めて重要です。「言ったことを誰かに知られるのではないか」というこどもたちの声をよく聞きます。また、意見を言うことで自分の立場が悪くなったり、かえって叱られたり、虐待やいじめがより深刻化することを恐れています。 特に救済に関わるこどもの権利擁護委員、相談員・調査専門委員については、こどものプライバシーを常に尊重し、こどもの同意なしに外部に情報を漏らさないことが重要だと考えます。 守秘義務は当然ありますが、内部での適切な情報共有は必要です。一方で、情報が拡散し、こどもが何らかの不利益を被るケースも考えられるため、守秘に関する文言を条例に明記できないかと考えています。 ただし、こども自身や他者の生命を守るために必要な場合は、こどもに説明し了解を得た上で関係機関に通告することも同時に必要であり、今後そうした内容も記載できればと思います。

委員長	◇ありがとうございます。第 14 条第 6 項の（3）に守秘について記載されています。委員のお考えでは、第 15 条にも書き込んだ方がいいということでしょうか。例えば解説文で、今おっしゃっていたような内容を書き加えるという方法もあります。
委員	◇職務上知り得た秘密をこどもの同意なしに漏らさないということです。解説文でもいいのですが、条文の中でこどもの同意を得るということをどこかに記載していただきたいです。
委員	◇そこは 1 番こどもが心配をしているところだと思います。ただ、川西市の条例でも同じ文言になっており、「こどもから同意を得ない限り」とは書いていません。法律的には、市としての守秘が書いてあれば、これで委員の義務としては十分書かれているかと思います。
委員	◇私自身も「こどもの権利条例いっしょに作ってみたい会？」に参加させていただきました。こどもたちがよく訴えていたのは、「私たちの意見を聞いてほしい」「暴力を振るわないでほしい」ということでした。 こどもたちはこどもの権利を何度も学習しているため、むしろ大人よりも自分たちの権利について理解し、守ってもらえることを認識しています。こどもたちからは「大人にもっとこどもの権利を知ってほしい」という声もあります。夏休みに市の学校教職員はこどもの権利条例について研修を受けています。学校教職員もこどもたちも、こどもの権利についての理解・認識が高まっているため、今後は市民の皆様、保護者の皆様、こどもに関わる施設の皆様により一層普及啓発を進めていただきたいと思います。
委員	◇第 14 条のこどもの権利擁護委員は、特別職の公務員として市長が委嘱することになると思われますが、第 15 条の相談・調査専門員は誰が担うのでしょうか。一般職の公務員が担うのか、それとも第三者を選任するのか明確ではありません。この相談・調査専門員がどのような業務を行うかも不明ですが、例えば委員が判断するためのデータ提供や各種報告を行う際に、相談・調査専門員の役割は非常に大きな影響を及ぼすと考えられます。 どのような方が担い、どのような権限を持つのが条文からは読み取れないため、考えがあればご説明いただきたいと思います。
委員長	◇詳しい内容については、条例制定後に検討することになります。来年度にこどもの権利擁護委員に関する詳細な制度設計を行う予定です。なお、こどもの権利擁護委員については、教育の専門家、福祉の専門家、法律の専門家などが就任するのが一般的です。相談・調査専門員については、公認心理師などの方を想定しております。
委員	◇川西市の事例を参考に、権利擁護委員が設置された際の運用イメージをご説明します。相談員は常勤ではなく、週 1～2 日程度その場所に配置されます。相談員には心理や保育の専門職の方などが就任し、こどもや大人からの電話相談を受け、時にはアウトリーチを行うなど、最初の接触を担当します。相談を受けた後は、こどもに来所してもらい相談につなげ、基本的に話を聞くことも相談員が行います。週 1 回、担当相談員と権利擁護委員で全ケースについてディスカッションを行い、全体の方針を決定し、次回以降の面談への対応を検討します。権利擁護委員が直接対応するのは、例えば学校との交渉

事務局	などです。こどもの意見を学校に伝える際は、相談員も同行し、学校との話し合いをサポートします。また、勧告時の起案なども権利擁護委員が担当します。このように、多くの部分を相談員が担うことになるため、人選は極めて重要だと考えます。富田林市で実際にどのような形になるかは未定ですが、役割分担はこれに近いものになると想定しています。 ●役割分担は今、おっしゃっていただいたイメージです。附属機関という位置付けなので、諮問、答申の関係ですが、ここは独立性が担保され、権限を持った組織になります。その職員の身分や立て付けは、市も正解を導き出せていない状況です。
副委員長	◇第14条に規定された権利擁護委員の第2項第1号から第5号までの業務が、第15条第1項で相談・調査専門員の業務として記載されています。一方、第15条第2項では「こどもに関する相談に応じて」となっており、これは別の定義と考えられます。定義が明確でない場合は、より汎用性のある定義に変更する必要があると思います。詳細が未定にもかかわらず具体的な記載がなされているため、この点については事務局で検討していただいた方がよいと考えます。
委員	◇こどもの権利擁護委員は独立性、中立性が非常に重要になってくると思います。相談・調査専門員についても一定の中立性が必要ではないかと思いました。
委員長	◇ありがとうございます。条文にどこまで書き込み、解説での補足を書き込めば伝わる部分もあると思いますので、工夫いたします。
委員	◇こどもたちが前文作成に関わった「こどもの権利条例いっしょに作ってみたい会？」で、彼らの「条例を作っても守ってもらえるのか」という意見が印象的でした。条例の前文はよくまとまっており良いと思いますが、作成した条例を継続的にチェックし調整していく仕組みが必要だと考えます。具体的には、こども自身が参加し、条例全体を定期的に確認する仕組みを記載すると良いと感じます。
委員長	◇非常に重要なご指摘です。条例を作るだけでなく、条例が効果を発揮し実施されるかをモニタリングする必要があります。第6章「評価および検証」には、こどもが参加できる機会について記載されています。また、専門家集団であるこどもの権利擁護委員や関係機関、市民の委員など、多様な視点から条例やこども計画を検証する仕組みが構築されています。今後具体的な制度設計について更に検討してまいります。
委員	◇条文全体をとおして意見を申し上げます。まず1点目、対象となるこどもの範囲です。第14条では、こどもの権利擁護委員が職務を行う対象のこどもが全く限定されていません。このままでは日本全国のこどもの案件も扱うように読めるため、在住・在学・在勤等で限定を設ける必要があります。相談できる大人についても、同様に在住・在職・在勤の大人がそうしたこどもについて相談できるという整理が必要かと思います。 2点目は第14条第2項（3）の「勧告または要請」という表記について、川西市では市民に対しては「要請」ではなく「要望」という言葉を用いています。例えば、第14条第2項（3）を「勧告、意見表明または要望」とし、第

	10 項の「市は委員から『意見』を受けた場合」を『『勧告』を受けた場合』とする方が整合性があると考えます。 3 点目は、意見表明権も重要ですが、こどもの「聴かれる権利」を重視した条文化をお願いします。聴いてもらえなければ意見が言えないので、そういう意味で「聴かれる」を入れてほしいと思っています。第 3 条基本理念（3）では「こどもは自分の意見を『聴かれ、』表すことができ、その意見が尊重される」とし、第 4 条第 2 項（4）では「自分の意見や気持ちを『聴かれ、』表し、それを尊重される」という表現を入れていただきたいと思います。 4 点目は第 4 条について、子どもの権利条約とこども基本法に加え、日本国憲法も明記していただければと思います。こども基本法第 1 条にも「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり」という条文があります。 5 点目は第 7 条第 2 項の「保護者は、必要に応じて相談し、また支援を求めるよう努めます」という表現に違和感があります。解説では保護者の負担軽減が意図されているので、「求めることができます」など、保護者に対してより優しい表現にしていいただければと思います。 6 点目は第 11 条第 4 項の研修について、育ち学ぶ施設は「努めます」で良いと思いますが、市については「市は研修を行います」と明確に規定していただきたいと思っています。
委員長	◇第 14 条について、こどもの権利擁護委員の受ける相談について、相談者の範囲を明記する必要があります。対象範囲をどこまで記載するかについては、他自治体の事例を参考にいたします。勧告・要請に関しては、川西市では「要望」という表現を使用するとのことでした。この点については事務局でも確認中ですので、その結果を踏まえて記載いたします。「聴かれる権利」については、第 3 条、第 4 条において積極的に対応したいと考えており、実現可能と思われます。また、子どもの権利条約やこども基本法に基づく記載についても、検討すべきと考えます。研修については、市が「努めます」ではなく「行います」という表現にしていいただきたいと思っていますので、事務局での検討をお願いします。 そして、第 7 条について、様々な法律に基づき、子育ての第一義的責任は保護者にあることを記載しています。これは他の法律にも明記されていることであり、記載すること自体に異論はありません。一方で、本委員会でも複数の委員から指摘されているように、保護者が金銭面や時間的制約、様々な背景などから、子育てについて追い詰められている状況も事実です。社会的には自己責任論で捉えられがちですが、他の法律や政策では子育てを社会化し、社会全体で担うという考え方も強くあります。この点を解説でどのように表現するかは難しいところですが、委員の皆様により良い記載方法についてご提案があれば、意見シートなどでお示しいただければと思います。
委員	◇保護者の第一義的責任について、何に対して負っているかを整理すると、こどもの養育責任については保護者が第一義的責任を負い、教育に関する環境整備の責任については市が第一次的責任を負うと考えています。 現在の文章では、子育てについて保護者がどれほど困難な状況にあっても、すべて保護者が第一義的責任を負うように読めるため、第 7 条の記載につい

委員	て第2項も含めて違和感があります。 環境整備については市が責任を果たし、保護者はその整備された環境の中で養育を行うというように、保護者に対するエールとなるような条文にしていただければと思います。 ◇解説に記載のとおり、児童福祉法では「児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う」と明記されています。 そして、同法第3条第2項では「国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない」とバックアップについても明記されています。 先ほどの委員のご指摘を踏まえ、市がしっかりとバックアップすることを解説にも記載すれば、より丁寧な表現になると思います。
委員長	◇皆様、丁寧なご議論ありがとうございます。いただいたご意見は事務局と検討を進めます。
事務局	●条例素案に関する今後のスケジュールについてですが、皆様からご提出いただいた意見シートをもとに10月上旬に条例素案の修正案をメールにてお送りしますので、確認をお願いします。その後、次回委員会にて軽微な修正を行い、条例素案を確定する予定です。パブリックコメントの実施を見据えた流れとなりますので、ご理解・ご協力ください。
事務局	2. 議事 (2) その他
委員長	●資料5～8をもとに説明。 (説明省略)
委員長	◇まずは、条例の前文作成に参加してくれたこどもたちに改めて謝意と敬意を申し上げます。こどもたちの関与を得て、幅広い人々が関わって条例を策定したいという当初からの思いがあり、こどもたちが前文を作成したことは、まさにそうしたプロセスを象徴するものと認識しております。 委員長として懸念していることは、こどもの参加は重要である一方、こどもたちが意見表明を通じて不利益を受けないよう、引き続き慎重な対応が必要だと考えています。 2点目として、資料4の4ページ目「富田林市前文（大人の決意）〈案〉」をご覧いただき、ご意見をお寄せください。 この部分は、こどもの現状や子どもの権利条約の一般原則を踏まえ、条例検討委員会で示された意見を書き込んでいることが特徴です。認識の相違があればお知らせください。 3点目として、前回会議後の意見シートの内容を資料7でまとめています。この中で、各種報告書に関するコメントもいただいております。昨年度、多くの時間をかけ、多くの方々にご協力いただきアンケートやヒアリング調査を実施しました。その結果は条例の内容にも活かされていますが、今後さらに活用していく必要があります。 大学研究室主催で10月4日の午後に、調査結果の概要を共有するとともに、他調査等との比較を通じて、どのような特徴があり、現状をどう受け止める

事務局	かということについての学習会を開催予定です。詳細が決定次第お知らせしますので、ぜひご参加ください。 本日の案件は以上です。 次回の会議予定について、事務局より説明をお願いします。 (3) 事務連絡 ●次回の会議は10月24日(金)18時30分から予定しております。内容としては、引き続き「条例素案」について会議を開催させていただく予定です。会場参加が難しい場合はオンライン参加も可能です。その際は、会場設営の準備もごございますので、早めに事務局までご連絡ください。 3. 閉会 以上
-----	---